事 例 **15**

保険料払込免除特約について

保険料払込免除特約を付加しており、保険料払込期間中に以下の事由に該当した場合、以後の保険料のお 払込みは不要となります。

悪性新生物(がん)

この特約の責任開始期前を含めて 初めてがん・上皮内がんと診断確 定され、その治療を目的とする入 院を開始したとき。

※責任開始日から90日以内に診断確 定された乳がんは対象外。

糖尿病

糖尿病を発病し、血糖値上昇抑制

のためのインスリン治療を120日

以上継続したと医師によって診

断されたとき。(経口血糖降下剤に

よっては血糖値上昇を抑制できな

※妊娠・分娩にかかわるインスリン治

い場合に限る。)

療は除く。

急性心筋梗塞

急性心筋梗塞により所定の状態に 該当したとき。

- ※狭心症などは対象外。
- ※所定の状態は次のとおりです。

《平成28年4月1日以前にご加入の 保険契約に付加されている場合》 所定の労働の制限を必要とする状態が60日以上継続したと医師に よって診断されたとき。

≪平成28年4月2日以降にご加入の 保険契約に付加されている場合≫ 20日以上継続して入院したときま たは所定の手術を受けたとき。

肝硬変

この特約の責任開始期前を含めて 初めて肝硬変に罹患したと医師に よって診断されたとき。(所定の診断 基準〈方法〉にもとづき医師が認め た場合に限る。)

脳卒中

脳卒中により所定の状態に該当したとき。

- ※脳血管疾患のうち、くも膜下出血、 脳内出血、脳梗塞が対象。
- ※所定の状態は次のとおりです。

《平成28年4月1日以前にご加入の 保険契約に付加されている場合》 言語障害、運動失調、麻痺などの 他覚的な神経学的後遺症が60日 以上継続したと医師によって診断 されたとき。

≪平成28年4月2日以降にご加入の 保険契約に付加されている場合≫ 20日以上継続して入院したときま たは所定の手術を受けたとき。

慢性腎不全

この特約の責任開始期前を含めて 初めて慢性腎不全に罹患したと医師によって診断され、医師の指示 により永続的に行う人工透析療法 を開始したとき。

高血圧症

高血圧症を原因として次の条件をすべて満たす状態に 該当したと医師によって診断されたとき。

- ア.通常時の拡張期血圧が110mmHg以上。
- イ. 眼底所見でKW (Keith-Wagener 分類) 3 群以上の高血圧性網膜症を示す。※1
- ウ.全身症状の急激な悪化を示し、血圧、腎障害の増悪と ともに、脳症状や心症状をともなう。

※1 Keith-Wagener分類
分類 眼底所見

1群 眼底所見が軽微で細動脈の狭小化と硬化を軽度認める。
2群 1群に比べ細動脈の変化(狭小化と硬化)が強く見られる。
著明な細動脈の緊張亢進があり、動脈の変化は広汎かつ明瞭。
眼底に血管攣縮性網膜炎(動脈の著しい狭細化、口径動揺、網膜
浮腫、綿花状白斑、出血・硬性白斑あり)

4群
細動脈は器質的にも攣縮的・機能的にも狭細化し、汎発性の網
膜症と測定可能の程度以上の乳頭浮腫が認められる。

移植術

被保険者が、心臓・肺・肝臓・膵臓・小腸・腎臓および骨髄(造血機能の回復を目的とした骨髄移植術に限る。)の各移植術を受けたとき。被保険者が受容者〈レシピエント〉の場合に限る。

※再移植の場合を除く。

保険料払込免除特約を付加しているかどうかにかかわらず、高度障害状態に該当した場合や所定の要介護状態に該当し、その状態が一定期間継続した場合に、以後の保険料のお払込みが不要となる保険種類もあります。

高度障害状態および所定の要介護状態につきましては、29ページおよび30ページをご参照ください。